

綾瀬市入札・契約制度懇話会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市入札・契約制度懇話会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市が行う入札及び契約制度の適正化を促進することを目的に、専門的かつ公正で独立した立場から幅広く意見を求めるため、綾瀬市入札・契約制度懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 懇話会は、入札及び契約制度の適正化の促進に関する提言を行うものとする。

(組織)

第4条 懇話会は、委員7名以内をもって組織し、識見を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、市長から提案のあった事項の提言をもって満了とする。

(座長及び副座長)

第6条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、座長が召集し、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、入札・契約制度主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。